

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例（平成 19 年滋賀県条例第 3 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 1 条および第 2 条関係）
- (2) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 35 号

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例（平成 19 年滋賀県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条および第 2 条中「第 38 条の 2 第 3 項」を「第 38 条の 2 第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項</u>の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状その他同項に規定する事項について報告を求めることができる。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項</u>の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状その他同項に規定する事項について報告を求めることができる。</p> <p>第3条以下 省略</p>